第七百十条の二の四の次に次の一条を加える。

（年金審査課の所掌事務）

第七百十条の二の五　年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関すること並びにこれに関する調査に関すること。

二　地方年金記録訂正審議会の庶務に関すること。

第七百十条の三第一号中「及び年金管理課」を「、年金管理課、年金審査課及び分室（第七百三十五条の二に規定するもののうち、関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室に限る。）」に改め、同条第八号中「規定するもの」の下に「（関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室を除く。）」を加える。

第七百十条の四第二項第一号中「規定するもの」の下に「（関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室を除く。）」を加える。

第七百十条の四の二第二号中「及び年金管理課」を「、年金管理課、年金審査課及び分室（第七百三十五条の二に規定するもののうち、関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室に限る。）」に改める。

第七百三十五条の二第一項中「掲げるもの」の下に「（関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室にあっては第五号及び第六号に掲げるものに限り、それ以外の分室にあっては第一号から第四号までに掲げるものに限る。）」を加え、同項に次の二号を加える。

五　政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関すること並びにこれに関する調査に関すること。

六　地方年金記録訂正審議会の庶務（地方年金記録訂正審議会に置かれる部会に係る部分に限る。）に関すること。

第七百三十五条の二第三項中「第五分室及び第六分室」を「第六分室及び第八分室」に改め、同条第四項中「第一項各号」を「第一項第一号から第四号まで」に改め、同条に次の二項を加える。

5　関東信越厚生局の第五分室、第七分室及び第九分室に、それぞれ次の二課を置く。

管理課

調査課

6　第一項第五号及び第六号に掲げる事務の管理課及び調査課における分掌は、関東信越厚生局長が定める。

第七百三十八条中「第七百十条の二の四」の下に「、第七百十条の二の五」を加える。

第七百四十条中「健康福祉課」を「年金審査課　健康福祉課」に改める。

第七百四十一条の三の次に次の一条を加える。

（年金審査課の所掌事務）

第七百四十一条の四　年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の訂正の請求に関すること並びにこれに関する調査に関すること。

二　地方年金記録訂正審議会の庶務（地方年金記録訂正審議会に置かれる部会に係る部分に限る。）に関すること。

第七百四十五条の二第一号及び第七百四十五条の四第二号中「年金管理課」の下に「、年金審査課」を加える。

第七百六十四条第二項中「東京労働局及び大阪労働局」を「宮城労働局、埼玉労働局、東京労働局、新潟労働局、愛知労働局、大阪労働局、広島労働局、香川労働局及び福岡労働局」に改める。

第七百八十五条及び第七百八十六条第三項中「北海道労働局」の下に「、宮城労働局」を加える。

第七百九十七条の見出し中「審査室」の下に「並びに行政執行法人審査官」を、同条第一項中「審査室」の下に「並びに行政執行法人審査官一人」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「関する事務」の下に「（行政執行法人審査官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　行政執行法人審査官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十六条の二に規定する処分に関すること。

二　行政執行法人の職員の労働関係に係る不当労働行為の審査並びに行政執行法人の不当労働行為に関する裁判所に対する通知及び訴訟に関すること。

三　行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定による認定及び告示並びに同条第四項の規定による通知の受理に関すること。

第七百九十七条の次に次の一条を加える。

（行政執行法人審査室及び個別労働関係紛争業務支援室）

第七百九十七条の二　委員会の事務局調整第一課に、行政執行法人室を置く。

2　行政執行法人室は、行政執行法人の行う業務に関する労働争議の実情調査並びにあっせん、調停及び仲裁に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　行政執行法人室に、室長を置く。

4　委員会の事務局調整第一課に、個別労働関係紛争業務支援室を置く。

5　個別労働関係紛争業務支援室は、都道府県労働委員会が行う場合における個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務についての助言及び指導に関する事務をつかさどる。

6　個別労働関係紛争業務支援室に、室長を置く。

別表第三の二関東信越厚生局の部中「第九分室」を「第十二分室」に、「第八分室」を「第十一分室」に、「第七分室」を「第十分室」に、「第六分室」を「第八分室」に改め、同表第八分室の項の次に次のように加える。

第九分室	横浜市	神奈川県

別表第三の二関東信越厚生局の部中「第五分室」を「第六分室」に改め、同表第六分室の項の次に次のように加える。

第七分室	東京都	東京都

別表第三の二関東信越厚生局の部第四分室の項の次に次のように加える。

第五分室	千葉市	千葉県

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第九十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三一、六〇九人」を「三一、六六二人」に改め、同表中央労働委員会の項中「一一二人」を「一〇〇人」に改め、同表合計の項中「三一、七二一人」を「三一、七六二人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の厚生労働省定員規則第一条の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。